

## 役員退職手当支給規程

平成28年4月1日

28（規程）第63号

最終改正 平成30年1月16日

29（規程）第87号

### （総則）

第1条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という）の役員（非常勤を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

### （退職手当の支給）

第2条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第2項第2号に規定する事由により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由がある場合を除き、次条に定める業績勘案率に関する文部科学大臣の決定があった日から1月以内に支給する。

3 前項の規定にかかわらず、業績勘案率を1.0として算出する退職手当の額以内の額（以下この条において「暫定退職手当額」という。）を、役員の退職の日以降に支給することができる。

4 前項の規定により暫定退職手当額が支給された場合は、当該暫定退職手当額は第1項の規定により支給する退職手当の額（以下この項において「決定支給額」という。）の内払とみなし、次条に定める業績勘案率が決定した日以降遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

### （退職手当の額）

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の俸給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条及び第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、同一の役職若しくは異なる役職ごとの任期（以下「役職別期間」という。）1月につき、それぞれの役職別期間の最後の日における俸給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が0.0から2.0の範囲

内で業績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間等の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条第1項ただし書きの適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。

3 国家公務員(機構の職員であり、かつ、国家公務員への復帰を前提としない者を除く。以下この項において同じ。)が、任免権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項に該当する役員が退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、当該退職した日に国家公務員に復帰し、国家公務員として退職したと仮定した場合の第3項の役員としての在職期間(国家公務員として引き続いた在職期

間を含む。)を国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし、同法の規程を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における俸給月額、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
  - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。
- 3 この規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 役員を故意に死亡させた者
  - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の返納等)

第8条 退職手当の返納等の取扱いについては定年制職員退職金規程の規定を準用する。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(業績勘案率)

第2条 機構の成立の日の前日に国立研究開発法人放射線医学総合研究所(以下「旧研究所」という。)の役員であったものから機構の成立の日に引き続き役員となった者における第3条に規定する業績勘案率については、旧研究所及び機構における、それぞれの在職期間別に決定された業績勘案率を用いて退職手当を算出する。

(在職期間)

第3条 機構の成立の日の前日に旧研究所の役員であったものから機構の成立の日に引き続き役員となった者における第4条に規定する在職期間の算定については、旧研究所の役員であった期間を機構の在職期間とみなし、施行日前及び施行日後にそれぞれ受けていた俸給月額を基礎とし、第3条により計算した額を合算する。

附 則 (平成30年1月16日 29 (規程) 第87号)

この規程は、平成30年1月16日から施行し、平成30年1月1日から適用する。